

平成31年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）に係る公募要領

第1 総則

平成31年度土地改良区体制強化事業（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、事業内容等の詳細については、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

なお、本公募は、平成31年度予算により実施する事業に係るものであるが、予算の成立後速やかに当該事業を実施するため、予算の成立前に行うものであり、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更が有り得る。

第2 公募対象補助事業

【目的】

土地改良区は、農業水利施設の管理や農業生産基盤の整備を通じた農地の利用集積を推進する中心的役割を担う団体であり、その機能と役割が十分発揮されることが期待されている。

一方で、農業・農村の構造の変化や組合員のコスト意識の高まりが見られるとともに、土地改良区の組織運営や土地改良施設・受益農地の管理が複雑化・高度化している状況が見られることから、土地改良区の統合再編、事業運営の透明化等の推進による組織運営基盤の強化、農業水利施設の計画的かつ効率的な保全管理、所有者の所在が不明なものを含む農地の利用集積への対応等の技術向上等による事業実施体制の強化を図ることが必要である。

このため、本事業により、財産管理制度の活用推進対策、研修・人材育成等を実施し、土地改良区の体制強化に資することを目的とする。

【事業内容】

本事業は、平成28年度から平成37年度までの実施を予定しており、平成31年度の事業内容は次のとおりとする。

1 受益農地管理強化対策

農用地の所有者の所在不明等により換地業務の実施に支障を来している地区において、円滑かつ適正な換地処分を図るため、財産管理制度（民法（明治29年法律第89号）第25条に基づく不在者財産管理制度及び同法第952条に基づく相続財産管理制度をいう。）の活用推進を目的として、次の業務を行うものとする。

ア 財産管理制度活用推進委員会の設置

国及び地方公共団体の職員、公募団体、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）及び土地改良区の役職員並びに学識経験者その他必要な者をもって構成する財産管理制度活用推進委員会を設置するものとする。当該委員会においては、イにより実施する実地検証地区の選定及びウにより実施する普及・啓発の検討を行うものとする。

イ 財産管理制度活用マニュアル活用地区の実地検証

土地の所有者の所在不明等により換地業務の実施に支障が生じている地区を対象に、財産管理制度活用マニュアルの活用検証を実地において行うものとする。

ウ 財産管理制度の普及・啓発

（ア）財産管理制度活用マニュアルを活用し、財産管理制度の普及・啓発を行うとともに、地方農政局等のブロック単位で、土地改良区の役職員等を対象に財産管理制度の説明会を行うものとする。

（イ）土地改良区等に対して財産管理制度活用に関して具体的な指導を実施する地方連合会からの要請に応じて、財産管理制度の活用に関する助言等を行うものとする。

2 研修・人材育成

(1) 統合整備推進研修

ア 土地改良区の合併を推進する人材育成のための研修を行うものとする。

イ 研修は、全国で2回以上開催するものとする。

ウ 研修内容

(ア) 合併協議の体制構築・進め方について

(イ) 合併推進に係る諸課題・懸案事項への対応について

a 組織運営に係る課題等

b 施設管理に係る課題等

(ウ) 合併事例の検証・検討

(エ) 合併後における諸課題・懸案事項解消への取組について

(オ) 合併の推進に資する滞納処分の実施について

(カ) その他合併を推進する人材育成に関する事項

(2) 施設管理研修

ア 管理専門指導員研修

(ア) 土地改良施設管理の強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導を行う管理専門指導員等を対象とした研修を行うものとする。

(イ) 研修は、全国で2回以上開催するものとする。

(ウ) 研修内容

a 土地改良施設管理概論

b 農業水利施設のストックマネジメント概論

c 農業水利施設の機能診断概論

d 農業水利施設の安全管理関係

e その他管理専門指導員等の資質向上に関する事項

イ 土地改良施設の整備補修事例検討会

(ア) 土地改良区等が管理する土地改良施設の整備補修（地方連合会が実施する診断・管理指導に基づき実施されるものをいう。）について、先進技術の導入事例等の共有化を図るための検討会を行うものとする。

(イ) 検討会は、全国を地方農政局ごとのブロックに分け、ブロック単位で開催するものとする。ただし、北海道は東北農政局ブロックに、沖縄県は九州農政局ブロックに含めるものとする。

(3) 財務管理強化研修

ア 複式簿記導入促進特別研修

(ア) 土地改良区において複式簿記の円滑な導入を図るため、土地改良区の役職員を対象に、複式簿記に関する知識の習得を図る研修を行うものとする。

(イ) 研修は、全土地改良区の役職員を対象に実施することから、全ての都道府県で1回以上開催するものとする。

(ウ) 研修内容

a 土地改良区会計基準等に基づく勘定科目の設定と仕訳の方法

b 土地改良施設の資産評価マニュアルに基づく資産評価の実務

c 決算処理実務

d 決算関係書類の分析方法

e その他土地改良区における複式簿記の導入に関する事項

イ 会計指導員育成研修

(ア) 土地改良区等の財務管理に関する相談対応、巡回指導等を行う会計指導員を育成するための研修を行うものとする。

(イ) 研修は、全国で1回以上開催するものとする。

なお、育成研修と認定試験を併せ行うものとする。

(ウ) 研修内容

- a 土地改良区の業務運営及び会計経理関係
- b 会計経理に係るガバナンス及びコンプライアンスの強化関係
- c 会計指導・監査関係
- d 試験

(エ) 会計指導員育成研修運営委員会の設置

次に掲げる事項を所掌する委員会を設置する。

- a 育成研修のカリキュラムに関する事
- b 認定試験問題の作成に関する事
- c 認定試験結果の審査に関する事
- d その他会計指導員の育成に関する事項

(4) 換地関係異議紛争処理実務研修

ア 土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため、都道府県の職員、地方連合会の役職員及び土地改良区等の役職員等を対象に研修を行うとともに、研修において活用する土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決に係る資料の作成を行うものとする。

イ 研修は、全国を地方農政局ごとのブロックに分け、ブロック単位で開催するものとする。ただし、北海道は東北農政局ブロックに、沖縄県は九州農政局ブロックに含めるものとする。

ウ 研修内容について、概ね次のとおりとする。

(ア) 土地改良換地に関する既往の異議紛争事例等の具体的事例

(イ) その他必要事項

エ 地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行うものとする。

(5) アンケートの実施・集計・分析

上記(1)から(4)の研修ごとに、受講者に対する研修内容に係るアンケートを実施し、その内容を集計・分析するものとする。

第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、1の対象団体に掲げる団体であって、2の応募資格・条件等の全てを満たすものとする。

1 対象団体

民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）

2 応募資格・条件等

- (1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。
- (2) 補助事業等を遂行する資力を有する団体であること。
- (3) 法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理や意思決定等の方法について規約等が整備されていること。

第4 補助対象経費の範囲

	項目	内容
1	賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
2	報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）
3	旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資料収集等に必要な旅費、又は、技術指導を行うための旅費として

		依頼した専門家に支払う旅費
4	需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
5	役務費	本事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
6	委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
7	使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
8	備品購入費	本事業の実施に直接必要な備品の購入に係る経費
9	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化等について（平成22年9月28日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
10	共済費	1及び9に該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
11	補償費	本事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要となる仮設的用地の借料
12	資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費
13	機械賃料	本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 補助対象とならない経費

恒久的な建物等の建築に関する経費、不動産取得に関する経費及び本事業を実施しなくとも必要となる経費で、事業に直接関連のない経費。

管理費等事業共通で使用される経費については、事業分を明確に証明できない経費。

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、104,960,000円以内とし、予算の範囲内において、事業の実施に必要となる経費を定額により補助する。

なお、補助金の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがある。

第7 説明会の開催

- 1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。

日時：平成31年2月15日（金）《開催時間は、参加者に対し別途連絡する。》

場所：農林水産省庁舎内会議室《参加者に対し別途連絡する。》

- 2 説明会への出席を希望する者は、別紙様式1「平成31年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）に関する説明会出席届」を平成31年2月13日（水）午後3時00分までに第8の4「提出・照会等窓口」へ提出すること（FAXによる提出も可とする。）。

第8 課題提案書等の提出について

- 1 提出書類

- (1) 「平成31年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）に関する課題提案書の提出について」（別紙様式2） 1部
- (2) 課題提案書（別紙様式3） 15部
- (3) 事業費内訳（別紙様式4）《本事業を実施するために必要な経費をすべて記載すること。》 15部
- (4) 定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約 1部
- (5) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係

書類

1 部

2 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

3 提出期限

平成31年2月25日（月）午後6時15分まで

（郵送の場合は、平成31年2月25日（月）午後6時15分までに窓口必着とする。）

4 提出・照会等窓口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課

団体指導・利用調整班、団体指導推進班、農地集団化班

（北別館5階ドア番号：北513）

TEL：03-3502-8111（代表）

FAX：03-3501-4950

担当者：課長補佐 西村 雅裕（ニシムラ マサヒロ：内線5475）

課長補佐 島尾 政司（シマオ マサシ：内線5475）

企画官 村上 豊（ムラカミ ユカ：内線5476）

利用調整係長 中村 友哉（ナカムラ トモキ：内線5475）

推進第1係長 細貝 輝（ホソガイ アキラ：内線5475）

換地係長 細溪 拓男（ホソタニ タクオ：内線5476）

第9 課題提案書等の内容等

- 1 課題提案書は別紙様式3を使用し、A4版で5枚、片面印刷で、文字サイズは11ポイントとし、同様式に記載する最大文字数を上限とすること。図表等を用いてもよい。また、課題提案書は日本語で記載すること。
- 2 課題提案書の作成・提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 3 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
- 4 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第10 課題提案書の選定（特定）

- 1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案書等の内容を選定審査委員会に対して説明する機会を設けないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、1団体を予定している。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと判断できる場合又は応募者が1団体であった場合は、補助金等交付候補者として選定しない。

第11 選定結果の通知

選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ平成31年度予算成立日までに通知する。
また、補助金等交付候補者として選定された団体の名称等は、公表する。

第12 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、実施要綱、実施要領及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）に従うこと。
- 2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該証拠書類又は証拠物を、本

事業終了の年度の翌年度から起算して5か年の間整備し保管すること。

- 3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める処分制限財産とし、農林水産大臣が別に定める期間内において、当該財産を農村振興局長の承認を受けて処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間中であるか否かにかかわらず、第三者に漏らしてはならない。

- 5 人件費の算定等については、「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月28日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

(別紙様式1)

平成 年 月 日

農林水産省農村振興局整備部
土地改良企画課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印不要)

平成31年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）に関する説明会出席届

平成31年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）に関する説明会に下記の担当
者が出席するので、届け出ます。

記

(担当者)
所属・役職
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号

(別紙様式2)

平成 年 月 日

農林水産省農村振興局整備部
土地改良企画課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印不要)

平成31年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）に関する課題提案書の提出について

平成31年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）に関する課題提案書を下記のとおり提出します。

記

課題提案書15部（正本1部、副本14部）

(別紙様式3)

提 案 書

事業名 平成31年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）

<p>(1) 事業実施方針及び内容 ※文字サイズ11P、最大文字数1,591文字、A4版1ページ</p>	
目的	
財産管理制度活用推進対策の事業実施方針	
各種研修の事業実施内容	
<p>(2) 事業実施計画 ※文字サイズ11P、最大文字数1,813文字、A4版1ページ</p>	
事業実施手順	
スケジュール	
<p>(3) 事業実施手法 ※文字サイズ11P、最大文字数1,813文字、A4版1ページ</p>	
財産管理制度活用推進対策の事業実施手法	
各種研修の事業実施手法	
<p>(4) 事業実施体制 ※文字サイズ11P、最大文字数3,700文字、A4版2ページ</p>	
事業実施体制	
技術者の配置	
中立性・公平性の確保	

(別紙様式4)

平成31年度土地改良区体制強化事業（統合整備推進研修等）
補助事業費内訳書

(単位：千円)

区 分	補助事業に要 する 経 費	負担区分		備 考 (積算基礎)
		国庫補助金	その他	
1 受益農地管理強化対策				
(1)財産管理制度活用推進 対策				
2 研修・人材育成				
(1)統合整備推進研修				
(2)施設管理研修				
(3)財務管理強化研修				
(4)換地関係異議紛争処理 実務研修				
合 計				